Ⅱ　報告

第１「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づくぽい捨て防止重点区域の指定（「元町・南京町」の拡充）

１．趣旨

ぽい捨て防止重点区域は、ターミナル駅など多数の人が集まり、区域外への波及効果が期待できる区域であること、さらに継続的かつ熱心な美化活動に取り組もうとしている区域であることを要件として指定している。

このたび、現在、ぽい捨て防止重点区域（以下「重点区域」）に指定している「元町・南京町」及び周辺区域における美化活動に対するさらなる意識向上や周辺エリアへの波及効果を期待して、「元町・南京町」のぽい捨て防止重点区域を拡充して指定することにより、一層の美しいまちづくりを推進する。

２．指定（拡充）区域の概要

（１）指定区域の範囲（別図のとおり）

元町通１丁目～６丁目の一部、栄町通１丁目～６丁目の一部、海岸通１丁目～６丁目の一部

（２）指定区域の特色

・現行の重点区域に拡充予定区域を加えたエリア一帯は、観光客などの来街者が多く訪れる市内の代表的な観光・商業エリアである。

・地域団体や商店街組織による清掃活動や美化意識向上に向けた取組みも継続的に行われており、ぽい捨て防止重点区域の指定エリアを拡充することで、さらに取組みが強化され、市内の他地域への波及効果が期待できる。

３．指定予定日

2027（令和９）年４月１日（木）

（別図）



ぽい捨て防止重点区域指定エリア（既存）

ぽい捨て防止重点区域指定エリア（拡充予定）